

やまびこ

vol.68
2026.03

まちとむら 未来をひらく 広域連合
南部町 伯耆町 日吉津村



素敵なまち、それはあなたのまちです。

- 令和8年度予算の概要 …………… 2
- ＜地域包括支援センターだより＞
『まめ・カフェ』のご紹介 …………… 6・7
- 介護保険制度改正のお知らせ …………… 3・4
- 介護相談員を募集します！／
介護保険料の還付金サギにご注意ください！ …… 8
- みんなを支える介護の仕事／
介護初任者研修の受講費用の補助をしています！ …… 5

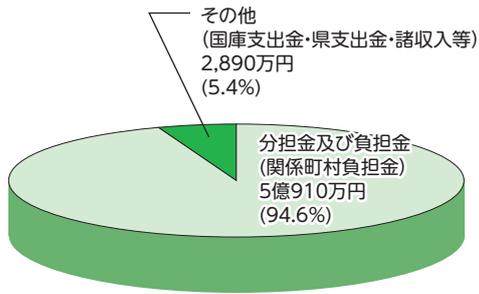
南部箕蚊屋広域連合 令和8年度予算

2月25日に開かれた南部箕蚊屋広域連合議会2月定例会で令和8年度の一般会計、介護保険事業特別会計予算が可決されました。

一般会計

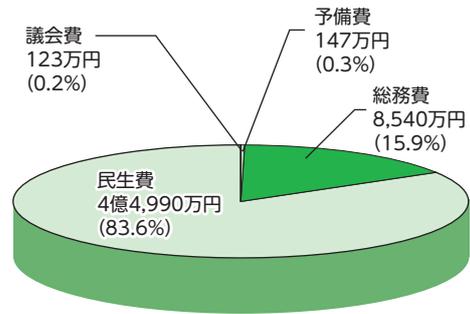
総額 5億3,800万円(前年度対比 2,300万円の減額)

歳入



主なものは、構成町村からの負担金です。
また、低所得者の介護保険料を軽減するための公費を国庫支出金、県支出金、構成町村負担金に計上しています。

歳出

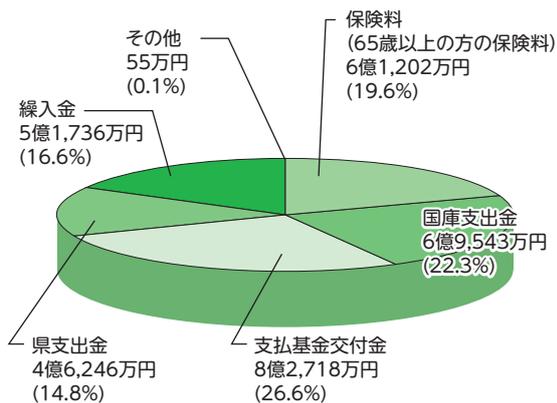


主なものは民生費で、そのうち介護保険事業特別会計繰出金4億3,173万円です。その他に、各地域包括支援センターでの生活支援体制の整備などを目的とする重層的支援体制整備事業などを計上しています。
また、総務費については、システム標準化に伴う改修が完了したことにより、前年度に比べ2,499万円(22.7%)の減額となっています。

介護保険事業特別会計

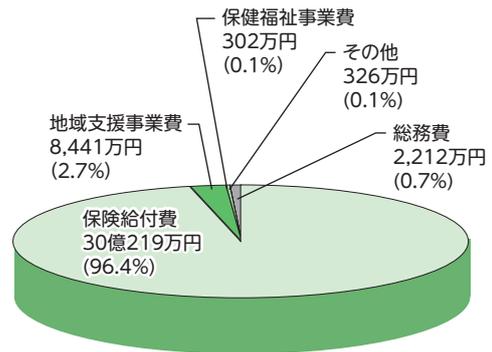
総額 31億1,500万円(前年度対比 1,300万円の増額)

歳入



歳入の主なものは、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計からの線入金などです。
保険料は、第9期保険計画に基づいた収入を見込み、前年度に比べ0.1%減の6億1,202万円を見込みました。
国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金の合計は、前年度とほぼ同額の19億8,506万円を計上しています。

歳出



保険給付費は、事業計画に基づき、前年度と比べ0.5%増の30億219万円を見込みました。保険給付費の主な内訳は、要介護認定を受けた方が介護保険サービスを利用されたときの費用27億6,927万円、低所得者の入所サービスの食費等の負担を軽減するための費用7,391万円などです。
また、総務費は、運営協議会費の減に伴って、前年度に比べ4.6%減の2,212万円を計上しています。

介護保険制度改正のお知らせ

介護保険料等における基準額が変わります(令和8年4月から)

今般、老齢基礎年金(満額)の支給額が80万9,000円を超えることを踏まえ、令和8年4月から、次のとおり見直されます。

(見直し前) 809,000円 (見直し後) 826,500円

このことにより、令和8年度からの介護保険料額の対象者が一部変更となります。なお、各所得区分段階における保険料額(年額)については、変更ありません。

所得段階区分	対象者 (※太字下線が変更後の金額です)	保険料額 (年額)	変更の有無
第1段階	生活保護受給者・市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者、市町村民税世帯非課税で公的年金収入+合計所得金額が 82.65 万円以下	19,300 円	変更あり
第2段階	市町村民税世帯非課税で公的年金収入+合計所得金額が 82.65 万円を超え 120 万円以下	32,700 円	変更あり
第3段階	市町村民税世帯非課税で公的年金収入+合計所得金額が 120 万円超	46,200 円	変更なし
第4段階	市町村民税世帯課税、本人非課税で公的年金収入+合計所得金額が 82.65 万円以下	60,700 円	変更あり
第5段階 (基準額)	市町村民税世帯課税、本人非課税で公的年金収入+合計所得金額が 82.65 万円超	67,500 円	変更あり
第6～13段階	対象者、保険料額とも変更ありません。		

令和7年度税制改正により介護保険料の標準段階に係る基準が見直しとなります。(令和8年4月から。令和8年度に限る)

令和7年度の税制改正により、給与所得控除について最低保証額を55万円から65万円に引き上げる見直しが行われました。

ただし、介護保険料の収入不足を可能な限り防ぐ観点から、令和8年度の介護保険料の算定基準となる所得段階の課税区分については、令和7年度税制改正前と同様の判定となるよう特例が設けられます。

これは、介護保険料は町村民税の課税状況や合計所得金額などを算定基準としてしますので、今回の税制改正により介護保険料収入が減少し、介護保険事業の運営に支障が出るのを避けるためです。

このことにより、令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満の方の一部については、給与所得控除が引き上げられたため給与所得額を含む合計所得金額が減少し、本人や世帯の令和8年度の『町村民税が非課税』となっても、『介護保険料の所得段階は課税』と判断される場合があります。

令和7年度税制改正により令和7年度の住民税非課税者の一部について介護保険料が減免されます。(令和8年4月から。令和8年度に限る)

令和7年度の住民税が非課税であった者について、令和7年度税制改正による給与所得控除の最低補償額引き上げの決定を受けて、令和8年度も引き続き住民税非課税となるよう引き上げ額の範囲内で就労調整（就労収入の増加）を行った場合、令和8年度の介護保険料について、住民税非課税者として判定する保険料段階となるよう減免します。

なお、この減免は該当となる方は自動で計算されますので、申請は不要です。

督促手数料の廃止について

令和8年4月1日以降に納期が到来する介護保険料について、督促状の送付に係る督促手数料（80円）を廃止します。

ただし、令和8年3月31日までに納期が到来した介護保険料については、これまでどおり督促手数料の納付が必要です。

なお、各月の納期限までに納付がされない場合には、引き続き督促状を発送します。

みんなを支える 介護の仕事

高齢化が進むことにより、
今後ますます介護の仕事に従事する
職員が必要とされています！

Q. どんな資格・仕事があるの？

介護職員初任者研修修了

補助
あり

生活援助(掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助)や、身体介護(食事、入浴、排せつなどの介助)を行うことができる資格です。

未経験の人でも、介護についての基本的な知識や技術が身につきます。

研修受講費の一部補助もあります。(詳細については、下部をご覧ください。)

介護支援専門員(ケアマネジャー)

利用者の状態に適した介護サービス等の提供計画(ケアプラン)を作成する仕事です。介護施設だけでなく、地域包括支援センターや、居宅介護支援事業所^{*}でも活躍できます。

^{*}要介護者が自宅で介護サービス等を受けながら、生活できるように支援する事業所のこと



訪問介護員(ホームヘルパー)

介護職員初任者研修を修了することで従事することができます。

在宅で生活している利用者の自宅に訪問し、生活援助や身体介護といった介護サービスを行います。



福祉用具専門相談員

利用者が適切な福祉用具(車いすなど)を使用できるようにアドバイス・相談受付する仕事です。

利用者やその家族、担当のケアマネジャーと相談し、適切な福祉用具を選定します。

介護職員初任者研修の受講費用の補助をしています！

南部箕蚊屋広域連合では、南部町、伯耆町、日吉津村に住所を有する方が、鳥取県が指定した研修事業所の開催する介護職員初任者研修を受講し、修了証書の交付を受けた場合、その研修の受講費の一部を補助します。

【補助対象額】

自己負担額と 20,000 円を比較して、いずれか少ない額

【申請方法】

初任者研修修了証の交付を受けた日の翌日から起算して1ヶ月以内に申請書に必要な書類を添えて提出してください。

【申込み・お問合わせ先】

南部箕蚊屋広域連合事務局(南部町役場法勝寺庁舎内) 電話 0859-39-6222

『まめ・カフェ』のご紹介

南部箕蚊屋広域連合では、毎年度、在宅医療と介護の連携を推進するため、多職種で集まる意見交換会『まめ・カフェ』を開催しています。

～『まめ・カフェ』と名付けた由来～

医療や介護、地域に関わる私たちの仕事って、まめでないと務まらない。
「まめなかや?(元気ですか)」と、こまめな声かけが関係づくりの第一歩!
多職種が気軽に集まってまめに話せる場がほしい・・・
関係者のこうした声からできたのが、多職種意見交換会『まめ・カフェ』です。

南部箕蚊屋広域連合内の医療機関、薬局、介護保険サービス事業所を中心に、医療・介護に携わる関係者が集まり、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるためにはどのような支援や連携が必要なのか、勉強したり意見交換しながら情報共有に努めています。
ここでは、令和6年度と7年度に実施した内容の一部についてご紹介します。

令和
6年度

「ヤングケアラー^(※)の現状と私たちの未来」

～ ヤングケアラー相談窓口から見たこと ～

講師 N.K.C ナーシングコアコーポレーション合同会社

ヤングケアラーの概念や、そうした環境に置かれている子どもたちの実情、ケアへの取り組み等について、現場実践を踏まえ、分かりやすく説明をしていただきました。

ヤングケアラーへの理解を深め、一人一人が自分事として捉えることで、サポートが必要なヤングケアラーの存在に「気付く」事ができるよう意識を高めていく事が大切であると伝えられました。

(※)ヤングケアラーとは、家族の介護やその他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもや若者のこと。

参加者の声

「ビジネスケアラーやヤングケアラーなど介護する家族の大変さを知ることができました」

「ヤングケアラーの定義、考え方が学べて良かった」

「多職種との意見交換で地域ごとの現状を聞くことができて良かった」



令和
7年度

「男性介護者の立場から」

講師 公益社団法人 認知症の人と家族の会 男性介護者

講師に「認知症の人と家族の会」をお招きし、男性介護者としての体験をお話していただきました。母親の介護や日々の介護の大変さ、工夫を率直に伝えてくださいました。また、妻の介護について、1人で抱えこまず仲間やサービスに支えられながら暮らしていく姿勢を示してくださいました。

参加者の声

「男性介護者は抱え込む事が多いので、受け入れる事や抱え込まない事の大切さを感じました」

「男性からの視点、介護の仕方があると思いました」

「男性は誰かに相談しにくい事もあるので、早期から同じ立場の方と繋がる事が大切だと感じました」

南部箕蚊屋広域連合ホームページ

まめ・カフェ（在宅医療・介護連携多職種意見交換会）
<http://cms.top-page.jp/p/nan-mino/program/3/1/1/>



地域包括支援センターについて

地域包括支援センターでは、高齢者の方やご家族の皆さまが、お住まいの地域で安心した生活を続けられるよう、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等が様々な相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

- 健康のこと
- 介護のこと
- 認知症のこと
- 成年後見制度のこと
- 高齢者虐待のこと
- ご近所の高齢者のこと など



主任ケアマネジャー
ケアマネジャーの支援や
地域ケア会議の開催など



地域包括支援
センターの
スタッフ

保健師
要介護状態にならないための
介護予防支援など



社会福祉士
高齢者の権利
擁護に関する
相談など



【お問合せ先】

南部地域包括支援センター
南部町役場健康対策課
健康管理センターすこやか内
電話：66-5524

伯耆地域包括支援センター
伯耆町役場健康対策課
生活相談室内
電話：68-4632

日吉津地域包括支援センター
日吉津村役場
福祉保健課内
電話：27-5952

介護相談員を募集します！

南部箕蚊屋広域連合では、介護相談員として活動していただける方を募集します。
介護相談員は、介護保険サービスを利用しておられる利用者と事業所相互の橋渡しをし、不安等の解消を図る役割を担っています。

興味のある方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【業務内容】

介護サービスを提供する事業所等を訪問して、サービスを利用されている方やその家族の疑問や不安などの相談に応じ、利用者の希望や疑問などを介護サービス提供事業者や広域連合に伝えていただく業務です。

具体的には … ・月に2回程度、事業所を訪問し、利用者の相談を受けます。
・2ヶ月に1回開催される相談員連絡会研修会に参加します。

【応募条件】

1. 南部町、伯耆町、日吉津村にお住まいの介護に関心のある方で、介護相談員の活動に3年程度従事できる方。
2. 事業所等に自分で移動できる方
3. 広域連合で定めた研修を受講できる方
※介護保険事業所に勤務している方は除きます。



【応募期間】

随時受け付けています。

【応募方法】

履歴書に「介護相談員希望」と明記して、下記問い合わせ先までご提出ください。

申込み・お問い合わせ先

南部箕蚊屋広域連合事務局（南部町役場法勝寺庁舎内） 電話 0859-39-6222

介護保険料の還付金詐欺にご注意ください！

南部箕蚊屋広域連合からの介護保険料の還付金の案内は必ず文書（郵送）で行っています。

還付金の受け取りのために金融機関等のATMの操作を求めることは絶対にありません！

不審な電話があった場合は、慌てずにいったん電話を切り、南部箕蚊屋広域連合か各町村の介護保険担当課へお問い合わせください。



お問い合わせ先

- ◆南部町 福祉政策課 電話：66-5522
- ◆日吉津村 福祉保健課 電話：27-5952
- ◆伯耆町 健康対策課 電話：68-5535
- ◆南部箕蚊屋広域連合 電話：39-6222